2　検察官又は司法警察員は、検察事務官又は司法警察職員に前項の処分をさせることができる。

3　前二項の処分に際しては、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、その処分を受ける者に対してオーストラリア軍隊その他のオーストラリアの権限ある当局の要請による旨を明らかにしなければならない。

（自衛隊に係る構成員又は文民構成員への準用）

第十条　第五条の規定は、オーストラリアの権限ある当局から、協定第一条(c)に規定する訪問部隊としてオーストラリア内に所在する自衛隊に係る同条(d)に規定する構成員又は同条(a)に規定する文民構成員（次項において「自衛隊に係る構成員又は文民構成員」という。）であって、日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があった場合について準用する。

2　第七条の規定は、オーストラリアの権限ある当局から、自衛隊に係る構成員又は文民構成員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のために必要があるものとして申出があったときについて準用する。

（刑事補償）

第十一条　刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）又は少年の保護事件に係る補償に関する法律（平成四年法律第八十四号）の規定の適用については、オーストラリア軍隊その他のオーストラリアの権限ある当局による抑留又は拘禁は、刑事訴訟法による抑留若しくは拘禁又は少年の保護事件に係る補償に関する法律第二条第一項第二号に掲げる身体の自由の拘束とみなす。

第四章　国の賠償責任の特例

（職務遂行に係る賠償責任）

第十二条　オーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員が、その職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負う。

（工作物等の設置等に係る賠償責任）

第十三条　オーストラリア軍隊が占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵（かし）があったために日本国内において他人に損害を生じたときは、国が占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負う。

（適用除外）

第十四条　前二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　被害者がオーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員である場合

二　協定第二十三条第六項の規定により同条第五項の規定の適用を受けない場合

第五章　特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助

（請求のあっせんの申請）

第十五条　特殊海事損害（協定第二十三条第六項(c)に規定する損害であって同条第五項の規定の適用を受けないものをいう。）を被った日本国民又は日本国法人は、防衛省令で定めるところにより、その被った損害についてオーストラリアに対して行う賠償の請求のあっせんを防衛大臣に申請することができる。

（請求のあっせん）

第十六条　防衛大臣は、前条の規定による請求のあっせんの申請があったときは、当該申請に係る請求のあっせんを行わなければならない。ただし、請求の理由がないと認められるときは、この限りでない。

（訴訟の援助）

第十七条　政府は、前条本文の規定によるあっせんにより当該あっせんの申請をした者に係る請求が解決されない場合において、その者がオーストラリアの裁判所に当該請求に係る訴訟を提起するときは、政令で定めるところにより、訴訟に関する費用の立替えその他当該訴訟について必要な援助を行うことができる。

2　前項の立替金には、利息を付さない。

（立替金の償還等）

第十八条　政府は、前条第一項の規定により費用の立替えを受けた者に係る訴訟が終了した場合には、その立替金を償還させなければならない。ただし、政令で定めるところにより、償還金の支払を猶予し、又は立替金の全部若しくは一部の償還を免除することができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

（防衛省設置法の一部改正）

2　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第三十四号を第三十五号とし、第三十三号を第三十四号とし、第三十二号を第三十三号とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。

第八条第一項第四号中「第三十二号」を「第三十三号」に改める。

第三十一条第二項第一号中「第三十二号まで及び第三十四号」を「第三十三号まで及び第三十五号」に改め、同条第三項中「第三十二号及び第三十四号」を「第三十三号及び第三十五号」に改める。

第三十七条中「第三十二号から第三十四号」を「第三十三号から第三十五号」に改める。

法務大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　浜田　靖一
内閣総理大臣　岸田　文雄

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年五月十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第二十七号

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　道路運送法及び道路運送車両法の適用除外（第三条）
第三章　刑事手続等の特例（第四条―第十一条）
第四章　国の賠償責任の特例（第十二条―第十四条）
第五章　特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助（第十五条―第十八条）
附則